

示方書

この工事は、下記の標準示方書、要領等及び追加示方書並びに付属図面により施工しなければならない。

記

- ・線路管理規定 (平成 27 年 3 月 14 日制定 施規第 1 号)
- ・軌道構造整備準則 (平成 27 年 3 月 14 日制定 施規第 2 号)
- ・保守工事関係運転取扱準則 (平成 27 年 3 月 14 日制定 施規第 3 号)
- ・踏切設備設置・取扱準則 (平成 27 年 3 月 14 日制定 施規第 6 号)
- ・工務関係触車事故防止要領 (平成 27 年 3 月 14 日制定 施規第 7 号)
- ・営業線近接工事保安関係標準示方書 (平成 27 年 3 月 14 日制定 施規第 8 号)
- ・施設関係工事等従事者資格等取扱準則 (平成 27 年 7 月 1 日制定 施規第 18 号)
- ・安全作業内規 (2019 年 8 月 5 日改正)
- ・仕上り検測用トラックマスター使用による引継検査の簡素化について (2022 年 3 月 4 日制定 施第 247 号)
- ・携帯式無線機取扱いについて・工務編 (平成 29 年 3 月 13 日制定 施第 175 号)

(2025 年 7 月 1 日までの一部改正含む)

追加示方書

第 1 条 請負者は工事施工現場に下記のとおり保安要員等を配置し、直接事故防止に当たらせること。ただし、監督員は気象、作業環境等により配置人員の些少の増減を指示することがある。

記

種別	配置人員	記事
保安管理者(軌道)	1 人	ロングレール交換時に配置
副保安管理者(軌道)	1 人	ロングレール交換時に配置
列車見張員	1～2 人	施設管理センター列車見張り管理図による
軌陸作業責任者	-人	工事用重機械等使用時
重機誘導員	-人	工事用重機械等使用時
特殊運転者	1 人	モータカー運転時
交通整理員	1～8 人	踏切修繕時等必要により配置

なお、本工事に従事する列車見張員等については現業機関の長が認めた認定書を有する者とし、予め承認番号を添えて届け出るものとする。

第 2 条 この工事施工により発生する別紙発生品引取予定調書記載の発生品は請負者が引き取るものとし、その数量は監督員の確認を受け発生品引取領収書を提出する。なお、発生品売却代金については支払要求書にて相殺する。

第3条	本工事の施工に先立ち、施工方法、順序等を十分検討し、監督員等を通じて当社関係箇所と密接な連絡打合せを行うこと。
第4条	本工事で貸与する器具類等は、借用書を監督員等に提出するとともに、返納にあたっては監督員の確認を得ること。
第5条	本工事の施工にあたっては、列車運転に支障を与えないよう十分注意すること。
第6条	本工事で使用する材料等の運搬方法については、監督員と十分な打合せを行うこと。
第7条	本工事の材料及び器具等の現場仮置きについては、建築限界を支障しないよう十分注意すること。
第8条	本工事の施工にあたっては、仕上りが基準内に収まらない場合は監督員等にその旨を報告し、その都度監督員等の指示に従うこと。また、本工事において疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方で打合せを行い、その結果に従うものとする。
第9条	本工事の施工にあたっては、土砂等が道床バラスト内に混入しないよう十分注意すること。
第10条	本工事における道床バラスト整理及び道床締固めは、本作業終了後速やかに行うこと。
第11条	本工事においてトラッククレーン(ユニック付)を使用する場合は、ブーム格納検知装置付及びブーム未格納時自動停止装置を装備したものを使用すること。
第12条	本工事において、ブレーキ装置とトロセーフのない軽便トロを使用してはならない。
第13条	本工事の発生レール現場仮置きについては建築限界を支障しないように十分注意すること。なお、本線レールより750mm以上離し、25m程度に切断して横転させ縦移動し、100mm程度重なりをもたせること。
第14条	本工事の施工にあたり、レール溶接及び軌道整備工事と関連がある場合、監督員等と十分打合せすること。
第15条	本工事におけるレール溶接部の検査方法は「レール溶接部検査マニュアル」により行うこと。
第16条	本工事の施工にあたっては、レール頭頂面は滑らかな円弧で途中に凹凸がないように仕上げるものとする。
第17条	本工事においてレール溶接作業の遅れ等により所定の溶接が出来ないと判断した場合は「普通継目」または「2mレール」の挿入等により、指定した時間内に作業を終了するための処置を行うこと。
第18条	本工事においてレール溶接終了後に不良が発見された場合は、継目板または応急処置器を取付けて仮復旧を行うこと。
第19条	<p>(線路閉鎖工事の取扱い)</p> <p>線路閉鎖工事については、保守工事関係運転取扱準則第2章第1節にかかわらず、次による。</p> <p>線路閉鎖工事施工計画書の作成</p> <p>工事監督者は線路閉鎖工事施工計画書を作成し、請負者で確認後監督員等に提出すること。なお、提出はFAXによる方法を基本とする。線路閉鎖工事施工計画書には次の事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工体制 2 準備・跡作業の内容 3 工事工程表 4 施工の仕上り確認 5 その他必要な事項

第 20 条	本工事に关わる「軌道工事管理者(線閉兼務可)」または「線路閉鎖責任者」については、工事に先立ち予め監督員等による従事資格の確認を受けること。
第 21 条	本工事において線路閉鎖工事を伴う作業については、当社が指定した時間内に作業を終了すること。
第 22 条	本工事における線路閉鎖工事監督者とは、監督員等の指示により線路閉鎖工事の監督及びこれに必要な関係箇所の連絡、打合せ合議等を行うことをいう。
第 23 条	線路閉鎖工事の監督については、専任の軌道工事管理者(線閉兼務可)を当該作業に関する軌道工事管理者を常時配置する。この場合における軌道工事管理者(線閉兼務可)は当該作業に関する軌道工事管理者を兼務することができる。
第 24 条	線路閉鎖工事の監督は保守工事関係運転取扱準則等によるほか、監督員及び監督者並びに駅長等の指示を厳守すること。なお工事終了後監督員等に記録簿を提出すること。
第 25 条	本工事の施工にあたっては、信号保安設備及び埋設物等支障物を事前に確認し、損傷を与えないように十分注意すること。
第 26 条	本工事の施工にあたっては、道路管理者及び関係箇所と十分打合せのうえ所定の手続きを行い、工事案内、保安柵、保安灯等防護設備を仮設し、踏切事故防止に万全を期すこと。
第 27 条	本工事において障害物検知装置の作動している踏切付近では、反対列車接近時までには障害物検知装置範囲以外に待避して、列車運行に支障のないよう十分注意すること。
第 28 条	本工事における踏切障検停止責任者については、次によること。 1 本工事における踏切障検使用停止責任者とは、監督員の指示により踏切障害物検知装置使用停止の取扱い及びこれに必要な関係箇所への打合せ、申請書手続きを行う者をいう。 2 踏切障害物検知装置使用停止申請書 1 件を 1 回とする。 3 踏切障検使用停止責任者については、当社が主催する必要な教育を受講したものが従事できる。 4 実際の取扱いについては「施設関係請負会社社員による踏切障害物検知装置使用停止この取扱いについて」を参照すること。
第 29 条	本工事において踏切保安設備の機能を一時停止する場合は、別途監督員の指示があるまで踏切監視員の資格を有する者を配置すること。
第 30 条	本工事におけるモーターカー運転とは、監督員等の指示により保守用車使用の監督及び運転を行うことをいう。 1 保守用車使用の監督及び保守用車の運転については、専任の軌道工事管理者(線閉兼務可)・保守用車責任者及び特殊運転者を常時配置する。ただし、軌道工事管理者(線閉兼務可)については、材料の運搬積込及び取卸し等の作業を一連で行う場合で監督員の確認を受けた場合は、積込及び取卸し等の作業に関する軌道工事管理者を兼務することができる。 2 保守用車使用の工事管理者は、監督員等及び駅長等の指示を遵守すること。 3 モーターカー運転に先立ち、仕業点検記録簿に基づき点検を行うこと。 4 保守用車使用の終了後は保守用車使用記録簿、シミュレーション図、仕業点検記録簿等の必要な帳票を速やかに監督員等に提出すること。
第 31 条	本工事において発生する建設副産物については、請負者の責任において関係法令を遵守のうえ、適正な処理及び再資源の活用を行うものとする。
第 32 条	本工事において発生する廃棄物の処理については、予め処理方法等を記載した廃棄物処理計画書を提出し、監督員の承認を受けた後に行うこと。

第 33 条	本工事で発生する産業廃棄物については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を都道府県知事または市長から受けている産業廃棄物処理施設に運搬し、埋立または焼却処分するものとする。なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員等に報告するものとする。
第 34 条	<p>本工事において発生する特定建設資材廃棄物については、手作業によりコンクリート、アスファルト・コンクリート及びその他のものに解体し分別するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本工事の着手にあたり、予め建築物等の構造、工事着手時期及び分別解体等の計画書を作成し、別に定める内容説明または現場説明日において説明するものとする。 2 協力会社を使う場合には、その協力会社に対し前項の内容を告知するものとする。 3 解体工事を行うにあたり、技術管理者を配置し工事施工の管理を行わせるものとし、解体工事の現場毎に公衆の見やすい場所に標識を掲示するものとする。
第 35 条	廃棄物処理が終了したときには、監督員等に産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し及び写真等を提出するものとする。
第 36 条	<p>本工事において発生する特定建設資材廃棄物については、再資源化を図るため、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を都道府県知事または市長から受けている産業廃棄物処理施設に運搬し、再資源化を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再資源化等が完了したときは監督員に書面により完了報告を行うとともに、再資源化等の実施況に関する記録を作成のうえ、1 年間保管しておくものとする。 2 上記完了報告書には再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用の三点を明示するとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し及び写真等を提出するものとする。
第 37 条	本工事で発生する廃棄物処理の終了時には廃棄物処理を証明する写真、建設廃棄物処理報告書(領収書含む)及び紙マニフェスト(D、E 票写し)もしくは電子マニフェストの受渡確認票写し(多量の産業廃棄物処理を行う場合はマニフェスト情報を収録した電子媒体で提出も可とする)を監督員に提出すること。
第 38 条	受注者が廃棄物処理委託契約している相手が都道府県知事より事業の許可の停止または許可の取消など資格喪失となった場合は、直ちに委託契約を解除すること。
第 39 条	受注者が廃棄物処理委託契約している相手が都道府県知事より事業の許可の停止または許可の取消など資格喪失となった場合は、速やかに発注者に通知すること。
第 40 条	器具類については、大小を問わず蛍光塗料等による塗色、または反射材の貼り付け(スコッチテープ可)を施すものとする。可搬式特殊信号発光器、線路閉鎖工事標示板、トrolley、可搬式発電機、照明器具類及び軌道用諸車(ネコ車等)については、「ピカソーラー」や「ルミナスアイ」等、遠方から視認しやすい発光物を設置し、区狂いの置き方に関わらず、全方向から視認できるように対策を講じること。
第 41 条	本工事において、民地等の使用ならびに夜間作業の案内については請負人の責任において行うこと。
第 42 条	本工事において、バックホウおよび軌陸車を使用して作業を行う場合は、隣接線においても線路閉鎖手続きとするが、線路閉鎖工事がとれない場合は、隣接線に対して所定の列車見張員を配置し、隣接線の建築限界を支障していないか確認できるよう、安全ロープを設置すること。
第 43 条	作業責任者(軌道工事管理者)は、隣接線の列車が接近したら建築限界を支障していないことを確認し、作業の中断を指示すること。
第 44 条	本作業で使用する材料については、盗難防止に努め、風などの自然環境で材料が飛散しないようブルーシート等で飛ばない措置を講ずること。

第 45 条	本工事の施工においては、作業員の待避場所を周知すること。
第 46 条	<p>線路閉鎖工事の終了通告及び作業の終了に先立ち一列横隊による線路の開通確認を以下の方法により実施すること。</p> <p>①開通確認を実施する範囲 器具及び重機械の搬入出箇所から施工現場及びアタッチメント交換箇所を含めた区間を標準とし、列車後進入防護措置を行った箇所については、あらかじめ指定したものが線路開通確認を行うこと。</p> <p>②開通確認の実施者 開通確認の実施者は、工事監督を含めた 3 名（軌間内 1 名、期間外左右各 1 名）が、一列横隊で行うこと。ただし、大規模工事により施工場所が広範囲で工事監督者を含んだパーティーのみでは確認が困難な場合は、作業責任者（軌道の場合は軌道作業責任者、土木の場合は職長）1 名を組み入れた線路の開通確認の実施者を指定し、そのパーティーが一列横隊で開通確認した結果を工事監督者が確認すること。</p>
第 47 条	<p>本工事は別途発注済下記業務との工程調整について、相互連携を密に図り、円滑な工事の進捗に努めるものとする。</p> <p>工事番号:施セ 25 第 101 号 工事件名:あいの風軌道工事(軌道整備他) 工事内容:第1四ツ屋踏切、第2 四ツ屋踏切の舗装撤去後に踏切内のまくらぎ交換及び道床部分修繕を施工予定</p>
第 48 条	本工事で使用する軌道材料は基本的に業者持ち材料とする。
第 49 条	本工事で使用する踏切ガードレールの加工は、請負者がおこなうこととする。
第 50 条	本工事で売却する発生品については、しゅん工日前までに売却を完了し、監督員等に数量の報告をすること。
第 51 条	本工事で売却する発生品については売却完了後に監督員等に売却した数量が分かる伝票等を提出すること。

以上